

平成 19 年 1 月 26 日
内閣官房都市再生本部事務局
内閣官房地域再生推進室

地域活性化ナビゲーター派遣相談会の第一弾の実施及び 地域活性化総合相談窓口の設置について

「地域活性化策に関する政府の取組について（平成 18 年 11 月 22 日「地域活性化策の推進に関する検討チーム」取りまとめ、同年 11 月 24 日「地域活性化策に関する政府の取組に関する関係閣僚による会合」了承）」において、省庁等が連携し、職員が自ら地域に出向くとともに、専門家を積極的に地域に派遣し、地域活性化に向けた課題等について、これまでの個々の支援策を通じたノウハウを活用して個別の地域に対する出張相談を行い、取組を具体的かつ実質的なものへと後押しする

多くの地域の活性化に対するニーズに迅速かつ適切に対応するため、各省庁等のみならず民間も含めた相談員のネットワーク形成と相談員を活用した出前相談会の開催等を段階的に実施する

中央官庁及び地方支分部局において地域活性化に関する相談窓口のワンストップ化の推進等を段階的に実施する

とされたことを踏まえ、今般、地域活性化ナビゲーター派遣相談会の第一弾を実施するとともに、地域活性化総合相談窓口を設けることとしたので、概要を公表します。

趣旨・目的

地域活性化に向け地域にやる気を出してもらおうとともに、その自主的・自立的な取組をサポート・後押しするため、各府省庁が連携し、政府一体となつて行う出前相談会を初めて実施し、新たに地域活性化に取り組む市町村や取組に課題を抱える市町村等から「地域活性化を図りたいが、どうしたらいいかわからない」、「 の方向性で地域を活性化したいが、どのような地域活性化の取組事例があるのか」等、地域のニーズ、悩みに応じた相談を受けることとする。

また、利便性の高い常設のワンストップ相談窓口を政府として初めて内閣官房に設置し、同様に地域のニーズ、悩みに応じた相談を受けることとする。

地域活性化ナビゲーター派遣相談会の第一弾の実施

1. 日時

平成 19 年 1 月 29 日（月）13：30～17：30 頃

平成 19 年 2 月 9 日（金）13：30～17：30 頃

* 第 1 部（13：30～14：30 の予定）についてはカメラ撮り可

2. 場所

熊本県庁本館 802 会議室（熊本）
宮城県自治会館 2 階 202・203 会議室（宮城）

3. 議事次第

地域活性化の取組事例紹介（複数施策の組合せ事例、地域活性化支援施策を活用した後の展開・発展事例等）、地域活性化に取り組む担い手の立場から見た地域活性化のポイント・取組紹介（第 1 部）及び個別ブースでの個別相談（第 2 部）

4. 参加者

地方公共団体（県、市町村）、特定非営利活動法人、大学関係者、民間事業者など地域活性化に既に取り組んでいる又は関心のある方

5. 派遣する相談員

- ・ 富士川一裕氏（（株）人間都市研究所代表、熊本まちなみトラスト事務局 局長）（1 / 29）
- ・ 清水愼一氏（（株）JTB 常務取締役）（2 / 9）
- ・ 内閣官房都市再生本部事務局・地域再生推進室の職員
- ・ 関係府省庁の職員

6. 記者レク

相談会終了後、熊本県庁本館 802 会議室（1 / 29）及び宮城県自治会館 2 階 202・203 会議室（2 / 9）で内閣官房より記者ブリーフィング

* 相談会については、相談者への配慮から非公開と致しますので、取材については、相談会終了後に行う記者レクをお願い致します。なお、個別の相談内容に対するお問合わせについては、相談者の意向等により、お答えできない場合があることを予め御承知おき下さい。

* 当日、相談会冒頭のカメラ撮りを行う場合には、熊本については原則として本日中に、宮城については平成 19 年 2 月 7 日（水）までに、下記問合わせ先まで御一報下さい。

* また、上記内容については、以下の記者クラブにお知らせしております。

- ・ 内閣記者会
- ・ 熊本県政記者会
- ・ 宮城県政記者会

地域活性化総合相談窓口の開設

1. 相談者

地方公共団体（県、市町村）、地方公共団体と連携して地域活性化に取り組んでいる特定非営利活動法人、大学関係者、民間事業者等

2. 相談の受付

- (1) 地域にとっての利便性を高くするため、相談者は、内閣官房都市再生本部事務局及び地域再生推進室（以下「両室」という。）の双方に設置された相談窓口のいずれも利用することが可能（アクセスしやすい方を選択可能）。なお、相談内容については、両室間で情報共有し、両室が一体的に対応。
- (2) 相談窓口担当官を毎日配置するとともに、担当官の氏名を外部にも明示する（執務室入口への掲示等）。
- (3) 併せて、両室のEメール、郵送、FAX等による相談を受け付け（連絡先は5頁の「〔参考〕地域活性化総合相談窓口の概要」に記載）。

3. 相談を受け付ける内容

地域活性化に関する以下のような内容の相談

（相談例）

- ・ 地域活性化を図りたいがどのようにしたらよいのか。
- ・ 地域活性化の取組事例としてどのようなものがあるのか。
- ・ 地域活性化に向け、国の施策を活用したいがどのようなものがあるのか。
- ・ 国の・・・分野の施策に関心があるがどのようにしたらよいのか。

4. 相談の流れ

- (1) 相談窓口では相談内容を踏まえ、関連する地域活性化施策や取組事例の紹介等を実施。
- (2) 個別制度についての具体的な相談など、相談窓口では直ちに対応できない内容については、所管府省庁（本府省庁・地方支分部局）の紹介を実施。その際、相談者と当該所管府省庁との相談方法、相談場所等については、相談者の希望を考慮して決定。
- (3) 相談者と所管府省庁の相談が有意義なものとなるよう、内閣官房においても相談状況を逐次把握し、継続的に対応。

5. 相談窓口の開設日

平成19年2月1日（木）に相談窓口を開設し、同日より相談業務を開始。

本報道資料に関する問合せ先
（相談窓口の連絡先は5頁に記載）

内閣官房都市再生本部事務局
企 画 官 坂井（03-5510-2157）
参事官補佐 多田、平岡、藤川
（03-5510-2166、2167、2337）
内閣官房地域再生推進室
参事官補佐 島田（03-5521-6616）

「地域活性化策に関する政府の取組について（平成18年11月24日
「地域活性化策に関する政府の取組に関する関係閣僚による会合」了承）」
（抄）

4 地域活性化の今後の取組の姿

今後の地域活性化策においては、地域の取組が、一層「具体的」かつ「実質的」な動きとなって展開していくことが重要である。

このような観点から、これまでの取組に加え、省庁等が連携し、職員が自ら地域に出向くとともに、専門家を積極的に地域に派遣し、地域活性化に向けた課題等について、これまでの個々の支援策を通じたノウハウを活用して個別の地域に対する出張相談を行い、取組を具体的かつ実質的なものへと後押しする。

さらに、多くの地域の活性化に対するニーズに迅速かつ適切に対応するため、省庁等のみならず民間も含めた相談員のネットワーク形成と 相談員を活用した出前相談会の開催、 インターネットを活用し、地域に使い勝手の良い情報提供システムの整備や、 中央官庁及び地方支分部局において地域活性化に関する相談窓口のワンストップ化の推進等を段階的に実施する。

地域活性化総合相談窓口（平成19年2月1日開設）の概要

<p>相談窓口所在地 ・連絡先</p>	<p>内閣官房都市再生本部事務局 〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-39 永田町合同庁舎3階 tel：03-5510-2151、fax：03-3591-0021・0022 e-mail：toshisaisei@cas.go.jp HP：http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tosisaisei/soudanform.html</p> <hr/> <p>内閣官房地域再生推進室 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-23-7 第23森ビル6、7階 tel：03-5521-6686、fax：03-3507-4005 e-mail：i.chiiki2@cas.go.jp HP：http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiikisaisei/kasseikasoudan.html</p>
<p>相談方法</p>	<p>来訪、Eメール、郵送、FAXいずれも可能^{(*)(**)}</p> <p>(*) 来訪される場合には、上記連絡先に事前に御連絡をいただき、相談内容をお伝えいただければ、相談当日、より具体的な相談が可能となりますので、相談内容は極力事前に御連絡をお願いします。</p> <p>(**) Eメール、郵送、FAXでの相談を希望される場合には、氏名、連絡先及び相談内容が分かるような形でお願いします。</p> <p>都市再生本部事務局、地域再生推進室いずれの窓口も利用可能^(***)</p> <p>(***) 相談終了後、相談内容に応じて、都市再生本部事務局又は地域再生推進室の職員の中から事案毎に担当官を選定し、責任を持って対応します。</p>
<p>相談日・時間</p>	<p>土・日・祝祭日・年末年始を除く毎日^(****) 受付時間：午前9時30分～午後6時15分（来訪による相談の場合）</p> <p>(****) 都市再生本部事務局及び地域再生推進室の職員の中から毎日相談窓口担当官を配置します。相談窓口担当官の氏名は執務室入口への掲示等を行います。</p> <p>HP：http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tosisaisei/soudanmadoguchitantoukan.html</p>